

特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>法第 5 条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係</p> <p><u>（特定有価証券の募集又は売出しが既に 1 年間継続して行われている場合）</u></p> <p><u>5 - 3 特定有価証券開示府令第 11 条の 6 第 2 項の規定による特定有価証券（同条第 1 項各号に掲げるものに限る。）の募集又は売出しが既に 1 年間継続して行われている場合（ただし、募集又は売出しが募集事項記載書面（同条第 3 項に規定する募集事項等記載書面をいう。以下 5 - 3 において同じ。）の提出の直前まで行われている場合に限る。）とは、募集事項等記載書面の提出日前 1 年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、同条第 3 項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であって、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。</u></p>	<p>法第 5 条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係</p> <p>（新設）</p>
<p>法第 8 条（届出の効力発生日）関係</p> <p><u>（一定の委託者指図型投資信託の併合により内国投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い）</u></p> <p><u>8 - 3 法第 4 条第 1 項の規定による内国投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 29 条の 2 各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の併合（当該併合に係る各委託者指図型投資信託について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。）により当該内国投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第 8 条第 3 項の規定により、当初届出書を受理した日から 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>法第 8 条（届出の効力発生日）関係</p> <p>（新設）</p>

B 個別ガイドライン

(新設)

以下Bに掲げるガイドラインは、内国投資信託受益証券の内容の開示に関する留意事項を示したものであるが、内国投資信託受益証券以外の特定有価証券についても、その内容に鑑みて投資者保護の観点からこれらのガイドラインに準じた取扱いが必要な場合もあることに留意する。

「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

- (1) ファンドがある指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映することを目的とするもの（1(2)において「インデックス型ファンド」という。）である場合には、当該指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項
- (2) ファンドがその重要な運用方法としてデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第14項に規定するデリバティブ取引をいう。）又は有価証券の貸付けを行う場合には、これらの取引に関する事項
- (3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下(3)において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

1 特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(20) aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げるものも記載すべき場合があることに留意する。

- (1) 投資資産の流動性が低下することにより、内国投資信託受益証券の換

金（解約）請求の受付の制限等が生じることがあること（２）において「流動性リスク」という。）。

(2) ファンドがある指標に係るインデックス型ファンドである場合に当該指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことがあること。

2 特定有価証券等開示府令第４号様式記載上の注意(20) bに規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第４号様式「記載上の注意」(37) aに規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。